

自由法曹団東京支部創立35周年

支部ニュース

団 東 京

2008年3月号 4111

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

自由法曹団東京支部創立35周年記念行事

第36回総会・リレートーク・レセプション 盛大に開かれる

・幹事名簿

・幹事会日程

・支部総会・35周年への感想、意見

韓国交流の旅(3月3日～5日)

支部の変化と退任のご挨拶……………萩尾健太

特別報告 執筆のお礼とご活用をお願い

3月24日(月)午後6時～ 若手学習会 テーマは建築紛争

B型肝炎被害者の救済訴訟への参加をお願い

団東京支部の将来問題について……………平井哲史

未来の法曹に団を知ってもらうために

修習生・エクスターン生指導担当団員のみなさまへをお願い

4・5 JR新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」参加をお願い

……………団本部労働問題委員会

9条世界会議に参加を……………福地春喜

悪法の実害のご報告を

斉藤一好先生を悼む……………仲田晋

日誌

3月幹事会は24日(月)午後2時から文京シビックセンター5階会議室で行います。

今月号には「B型肝炎被害者の救済訴訟への参加のお願い」

「9条世界会議リーフレット」

広告「最新刊!『冤罪弁護士』今村格・著」

を同封しています。

自由法曹団東京支部創立35周年記念行事 第36回総会・リレートーク・レセプション 盛大に開かれる

第36回定期総会は、自由法曹団東京支部創立35周年を記念し、2月22日（金）東京一ツ橋 如水会館において、第1部総会・第2部リレートーク・第3部レセプションと続いて盛大に開催されました。

参加者は、総会が102名、リレートークが173名、レセプションが124名となり、会場の如水会館3階フロアを埋めつくしました。

総会ではご来賓のあいさつ（安池是布 東京憲法会議常任幹事・深澤安治 日本国民救援会東京都本部事務局長）に続き、昨年、国を相手にした訴訟で大きな成果を上げた4つの事件の弁護団（東京大気訴訟・C型肝炎訴訟・残留孤児訴訟・じん肺訴訟）から発言がありました。

会計監査報告の後、選挙により幹事・執行部も選出され、新たに事務局次長に中村欧介団員・高石育子団員を迎え、新しい一年がスタートしました。退任された執行部・事務局次長（萩尾健太団員・山下太郎団員・高木一昌団員）のみなさま、ご苦労様でした。



リレートークの参加者は会場を隙間なく埋めつくしました。用意した150席がいっぱいになり、さらに椅子を追加。4人の講師（堤未果氏・伊藤真氏・伊藤和巴氏・児玉洋介氏）のお話は、日本と世界の“いま”をさまざまな面から切り取っていきいきと伝えてくれました。3時間にわたるリレートークでしたが、“人口密度とともに内容も濃い”ものとなり、参加した日本共産党都委員会副委員長 徳留道信さんも、ブログに「どれもたいへん興味深く、日本の現状を打開するうえで考えさせられる内容ばかりで、とても勉強になりました。」と感想を述べています。

レセプション会場もいつもの顔、久々の顔が集まり、いっぱいになりました。島田修一支部長のあいさつで開会し、自由法曹団松井繁明団長、東京地評議長 堤敬氏のあい

さつ、日本国民救援会中央本部会長 山田善二郎氏のご発声で乾杯となりました。

日本国民救援会都本部事務局長 深澤安治氏の紹介で、ご来賓の弾圧事件の当事者、宇治橋さん・荒川さんからもお話をうかがいました。村田浩カルテットの JAZZ をバックに歓談すること約 1 時間。記念撮影をしてお開きとなりました。

これまでの東京支部の先輩が築いてきた 35 年間に思いをはせ、これからの未来に力強く前進する大きなエネルギーをもらうことができた一日となりました。

おぜいの参加者のみなさま、講師の方々、そして裏方で準備等ご尽力いただいた多くのみなさまに深く感謝いたします。

東京支部創立 35 周年当日の様子は、後日冊子にしてみなさまにお届けする予定となっています。お楽しみに。

幹事名簿

	氏名	事務所名		氏名	事務所名
1	笹本 潤	あかしあ法律事務所	19	高木 一昌	東京東部法律事務所
2	村田 智子	クラマエ法律事務所	20	中村 欧介	東京東部法律事務所
3	田中 隆	北千住法律事務所	21	長尾 詩子	東京南部法律事務所
4	吉村 清人	北千住法律事務所	22	早瀬 薫	東京南部法律事務所
5	長尾 宜行	三多摩法律事務所	23	小部 正治	東京法律事務所
6	萩尾 健太	渋谷共同法律事務所	24	滝沢 香	東京法律事務所
7	島田 修一	旬報法律事務所	25	小木 和男	東京法律事務所
8	梅田 和尊	旬報法律事務所	26	佐久間 大輔	東京本郷合同法律事務所
9	今村 幸次郎	旬報法律事務所	27	松井 繁明	都民中央法律事務所
10	小藺江 博之	城北法律事務所	28	瀬野 俊之	都民中央法律事務所
11	小沢 年樹	城北法律事務所	29	吉田 榮士	八王子合同法律事務所
12	平松 真二郎	城北法律事務所	30	山下 太郎	日野市民法律事務所
13	安川 幸雄	新宿総合法律事務所	31	鈴木 剛	まちだ・さがみ総合法律事務所
14	高石 育子	第一法律事務所	32	山本 真一	四谷法律事務所
15	渡邊 淳夫	第一法律事務所	33	大崎 潤一	代々木総合法律事務所
16	金 竜介	台東協同法律事務所	34	羽鳥 徹夫	代々木総合法律事務所
17	鈴木 真	東京合同法律事務所	35	須藤 正樹	代々木総合法律事務所
18	高畑 拓	東京合同法律事務所	36	長澤 彰	代々木総合法律事務所

2008年度幹事会・若手学習会日程

場所は 3 月を除き団本部を予定。

3 月は団本部が使えないため文京シビックセンター 5 階です。

若手学習会は奇数月（3，5，7，9，11 月）の幹事会終了後を予定しています。

（午後 6 時～8 時）なお 7 月以降はさらに検討の予定です。

3 月 2 4 日（月） 午後 2～5 時 **文京シビックセンター 5 階**

若手学習会 午後6～8時 建築紛争 講師：榎本武光先生(東京東部法律事務所)

4月22日(火) 午後2～5時

5月30日(金) 午後2～5時 団本部5月集会 5月24～26日

若手学習会 午後6～8時

6月27日(金) 午後2～5時

7月24日(木) 午後2～5時

若手学習会 午後6～8時(予定)

8月22日(金)～23日(土) サマーオープンセミナー

9月25日(木) 午後2～5時

若手学習会 午後6～8時(予定)

10月29日(水) 午後2～5時 団総会 10月18～20日

11月28日(金) 午後2～5時

若手学習会 午後6～8時(予定)

12月17日(水) 午後2～5時 その後忘年会

<2009年>

1月21日(水) 午後1～5時 議案書討議のため開催時刻が早まります

若手学習会 午後6～8時(予定)

2月12日(木) 午後2～5時 総会準備のため日程が早まります

2月27日(金)～28日(土) 支部総会

2月21日が団本部常幹のため、例年より1週間遅らせます。

支部総会・35周年への感想、意見

内藤功 東京本郷合同法律事務所

総会の出席率はよかったのではないかな。

東京都心でやることは、今後も(地方と都内と隔年に開くとか)考えてもいいのではないかな。

4人の方のご報告は、弁護士の原点 裁判と世論、行政との関係の深いところに触れ、感銘深いものがある。

自由法曹団東京支部創立35周年韓国交流の旅(3月3日～5日)

東京支部創立35周年記念行事の一つとして、3月3日～5日までの3日間、韓国交

流の旅に行ってきました。韓国は、この5年間で非正規労働者が増え、所得の格差による貧困の拡大など、日本の現状と同様の問題が広がっています。こうした状況を打開してくれる？との期待の下に、先月25日イ・ミョンバク大統領が就任しました。そこで、韓国の「貧困と格差」の実態や北朝鮮問題のこれから、アジアの平和、9条世界会議などについて、NPO「参与連帯」と「民主社会のための弁護士会」の2団体と情報交換、意見交換をしてきました。



2つの団体と交流し、お互いの実情などを話し合いましたが、「韓国では」という言葉をそのまま「日本では」と置き換えても不自然さが全くないほど両国の現状は似ています。ソウルの街にはたくさんのマンション群が林立し、人々が「どのマンションはいくらに値



上がった」という話題に花咲かせるという一方で、公園の脇で段ボールにくるまる人や地下鉄内でガムを押し売りするおばあさんなども見られました。「独裁時代でも乞食まではいなかったのに・・・」というくらい貧しい層ができてしまったようです。こんな社会を変えてくれるのではないかと期待を背景に登場したイ・ミョンバク大統領は、これからどういう方向に進むのでしょうか。

2団体との交流の他、1919年3月1日の独立運動発祥の地、タブコル公園や景福宮、国立民俗博物館の見学や、オプションツアーでのイムジン川越え・統一展望台などの見学にも行きました。

イムジン川の向こうに見える北朝鮮と韓国はもともと同じ国だったのに、分断されて長い時間を経て、いまや生活環境も、言葉さえも変わってきてしまっていると聞きました。韓国では統一を願う一方で、本当に一緒にやっていけるのかという声も出て来ているそうです。

統一展望台の展示室で出会ったのは、日本の高校生の修学旅行(?)一行でした。若い感性は、この旅をどのように心に刻んでいるのでしょうか。

第2次世界大戦が終わって60余年、真実を体験した人たちが少なくなっていく中で、間違った情報に煽動されずに過去を知り、未来をつくっていくことが大切であり、しかし、たいへんむずかしいことだと感じました。

韓国交流の旅の詳細については、35周年行事の記録に別途記載する予定です。



支部の変化と退任のご挨拶

萩 尾 健 太 渋谷共同法律事務所

私は、歴代の東京支部の事務局次長の中でも、任期が短いほうだと思います。

私が事務局次長に就任したのは、たしか2006年6月で、退任が2008年2月ですから、1年8ヶ月の任期で、原則として2年勤める他の事務局次長より4ヶ月短いのです。

なぜ、途中から事務局次長となったのか、というと、2006年6月ころ、東京支部の事務局次長が2名になってしまう、という大変な事態となることを聞きました。同年の2月の総会の際、私が事務局次長就任のお誘いをお断りしたときの、私を睨み付けた志田幹事長の眼が思い浮かんできました。私はいささか責任を感じるとともに、ここで事務局次長になればあまり働かなくてもいるだけで感謝してもらえないか、と計算しました。

事務局次長となって、東京支部の将来への漠然とした不安と、支部三役の醸し出すアンニュイな雰囲気、なんとなく私にあっていような気がしました。

私が行ったのは、新人弁護士歓迎会の企画と、東京地評の裁判所労働委員会連絡会議への出席、総会議案書の法曹養成の問題についての執筆くらいで、私の意見も反映させてもらったので満足しておりました。

ところが、2007年2月からは三役と事務局が総入れ替えとなり、新三役は支部刷新への意欲にあふれていました。落ち着いた島田支部長のもと、次々と新企画を打ち出す勢いある小部幹事長と「ますます全開！」でつねにMLに声明案や会議の資料を流している大崎事務局長は驚異でした。新事務局員の伊藤さんも明るくよく働いています。これは大変なことになった、私についていけるだろうか、と心配になりましたが、抜本的に拡充された他の事務局次長の皆さんが、意欲的に若手団員学習会などの取り組みを引っ張ってくれましたので、やはり私はたまに偉そうなことを言うだけで、たいしたことはせずに済みました。

若手団員が結集できる団活動について議論したサマーセミナー、盛り上がって支部を活性化した35周年記念総会、などは、よい経験になったとともに、「攻めの組織運営」という観点が大変勉強になりました。また、私が心血を注いできた国鉄闘争についても支部総会で決議を挙げていただいたことには大変感謝しております。

再任された執行部の皆さんは、このイケイケのペースでさらに団結を固め改憲情勢に立ち向かう支部を作っていくことと思います。私も幹事会等に参加して出来る範囲でご協力していきたいと思います。なお、幹事会は、本部団長となった松井元支部長の最新の深い情勢論が少人数で聞ける、というのがとてもお得で、参加しないと損だと思います。

こんな私でも何とか務まった支部事務局次長ですので、ぜひ、若手弁護士の皆さんには、事務局次長を経験されることをお勧めします。支部だけに割と自由にやりたいこと

が出来るし、現に活性化しています。

最後に、支部団員や執行部の皆さん、私に事務局次長の貴重な経験をさせて頂きどうもありがとうございました。

以上

特別報告 執筆のお礼とご活用のお願い

特別報告ご執筆のみなさま、ご寄稿本当にありがとうございます。おかげさまで5月集会特別報告を超える原稿が集まり多彩で深い内容のものとなりました。

支部団員のみなさまにおかれましては是非特別報告をご活用下さい。

そこでいくつかお願いがあります。

1 支部ニュースに特別報告のご感想をお寄せ下さい。

ある事件の報告が、一見それとは直接関係ない事件でも役に立つことがあるかもしれません。しかし、その報告を読まなければ気がつかないままです。

そこで、この事件の報告が別の事件でも役に立ったなどを含めたご感想をご寄稿下さい。

2 支部ニュースに特別報告のその後をご執筆下さい。

支部ニュースを読んで特別報告を改めて読んでみようと思うこともあるでしょう。そのきっかけに特別報告の事後報告をお願いします。

ご活用の実例を広くお待ちしております。

3月24日(月)午後6時～ 若手学習会 テーマは建築紛争

支部総会后最初の若手学習会のテーマは建築紛争です。建築紛争はその中身も手続も特別です。そこでこれまでの第1部、第2部と分けていた構成を改め、今回は2時間まるごと使いこのテーマをじっくり解説していただくこととしました。講師は榎本武光団員(東京東部法律事務所)です。

この学習会に参加すれば若手の間ではもちろん、事務所内でも建築紛争の第一人者になれるでしょう。

ぜひご参加下さい。また修習生、エクスターン生の参加も歓迎します。

3月、5月の若手学習会の日程は下記の通りです。

3月24日(月) 午後6時～8時 団本部
5月30日(金) 午後6時～8時 団本部
いずれも学習会終了後に懇親会を予定しています。

B型肝炎被害者の救済訴訟への参加のお願い

今月の支部ニュースに折り込みをしていますが、B型肝炎訴訟は、札幌地裁において提訴され、平成16年に札幌高裁、平成18年6月に最高裁での勝訴判決を得ました。北海道の団員弁護士をはじめ札幌弁護士会会員の活躍の成果です。B型肝炎は、戦後の集団予防接種において注射針・注射筒を交換せずに多数の幼児・児童にうちまわしたために肝炎ウイルスに感染したもので、被害者は感染後に肝硬変や肝癌等を発症し、苦しんでいます。しかし、厚生労働省は、最高裁勝利判決後の交渉においても原告となった5人の問題にすぎないという対応をとり、全国100万人以上もいるとされるB型肝炎の患者の救済には全く手をつけようとしていません。

そうした状況のなかで、札幌弁護団の佐藤哲之弁護士(団員)、奥泉尚洋弁護士から、自由法曹団の加藤健次事務局長に、東京および近隣諸県の被害者を救済すべく、東京での訴訟の弁護団を組織してほしいとの依頼がありました。

多くのB型肝炎の患者・被害者をこのまま何もせずに放置することは、とうてい出来ないと考え、被害者救済のために団東京支部の団員に呼びかけて東京での訴訟の弁護団の結成を準備したいと考えます。

貴事務所におかれても、若い弁護士、中堅弁護士をとわず、是非とも、弁護団への参加をお願いしたいと思います。札幌では、すでに3月末の提訴(第2次)を予定しており、静岡でも訴訟が進行しています。東京では、下記のように弁護団結成の準備会を開催することにいたしました。ふるってご参加下さい。ニュース折り込みにご記入の上、団東京支部までファックスをお願いします。なお、札幌高裁の判決は判例時報1861号、同判決に対する最高裁判決は判例時報1941号に掲載されています。

記

日 時 4月15日(火)午後2時～5時
場 所 団本部事務所
内 容 1 B型肝炎訴訟と東京での取り組みの必要性(札幌弁護団から)
2 東京弁護団の結成のために・メンバー・費用・進め方等について

団東京支部の将来問題について

平井 哲史 東京法律事務所

これまでに何度も団通信や特別報告集などに将来問題について書いてきましたが、支部内の事務所で新旧60期20名超を迎え、将来問題も新たな段階に入ったと思われるので、ここで一度整理をしてみようと思います。以下では、若輩者がえらそうなことを言っているので反感を買うかなあと思いつつ、私の思いつく問題提起をしてみます。

1 将来問題の取り組みの到達点

いま行われている自由法曹団の将来問題の取り組みは、2001年から始まる。その当初から議論と実践を牽引してきたのが まちだ・さがみ の中野団員であり、城北の上野団員であった。そして私は、2002年に本部次長となって以降、本部将来問題委員会で、両団員およびときどきの執行部ほか若干名と一緒にこの問題にかかわってきた。

この取り組みは、その後、以前から地域展開に意識的に取り組んでいた福岡支部をはじめ、大阪、京都、名古屋でその地での担い手ができ、岐阜支部でもプロジェクトチームが立ち上がっている。

幸いにして、上野団員を先頭とする主に青法協修習生委員会の活動をしている若手団員たちの奮闘に支えられ、修習生運動がいくらか盛り返し、また法曹人口増の影響もあり、東京支部内では、2002年以降の5年で50人以上入団し、60期では入所数で見れば合計30人以上（全国では100人以上）と顕著な増勢傾向となっている。これにより東京支部に限れば、ひところの深刻な 人手不足 感はなくなっているといつてよい。

2 法曹養成システムの変更による重大な影響

もっとも、法曹養成システムの変更により修習生が集まる機会が減らされるため、この先はこれまでのような接近・獲得の方法では足りなくなることは明らかである。

(1) プレ研修が困難

資料として修習スケジュールのイメージを添付するが、新修習期では、合格発表から研修所入所までがわずか2か月に短縮されておりプレ研修の実施が困難となっている。

(2) 前期修習がない

それに加えて前期修習がないため、修習生が集まって仲間意識を醸成する機会が失われてしまっている。

昨年11月末から修習の始まった新61期についてみれば、東京でのプレ研修の応募はどうやら一桁であったようであり、各地の奮闘でなんとか結びつきのきた修習生も20名強にとどまるようである。修習期間の4分の1が過ぎてようやく修習生部会の立ち上げとなるようである。他方、従来型のプレ研修に始まる支援活動で接点のできる旧修習期はあと3年で消滅する。このため、やや大げさ

な表現を使えば、「新たな手立てを講じなければ修習生運動が 死滅 し、修習生にどういう人がいるかがまったく分からない」状態に陥りかねない。

(3) 「就職」を焦る修習生

修習生の側はと言えば、急速な増員に受け入れ側が対応できない結果、「就職」氷河期のなかで、自分のやりたいことや相性を考える余裕もなく、それどころか修習期間の短縮により訓練自体も十分受けることのできないまま「就職」活動にまい進せざるをえない傾向が強まっている。

(4) 次代の担い手の獲得は不確実性の時代に入る

こうした情勢の下、地域の住民と結びついて、国民の人権、平和と民主主義の擁護のために社会運動にも参加していく自由法曹団員の事務所が、パートナーとなり、また次代の（経営と運動の両面での）担い手となるべき新人を引き続き迎え入れていけるかは不確実と言わねばならない。

3 地域での接近と東京独自の課題

(1) マンパワーの補強

前述のとおり、新修習期については、従来型の接近はすこぶる困難となる。この事態に対し、福岡では、アポドカシーセンターをつくり、県内のロースクール生から毎年10名の研修生を受け入れている。東京では、今のところ、青法協修習生委員会の人々が中心になり、ロースクールに部会をつくり拡大すること、ロースクールや予備校にプレ研修のチラシを置かせてもらうよう働きかけること、合格発表時や研修所の説明会時のピラマキ等々をやっており、これによりなんとか修習生部会への芽ができてはいるが、いかんせんマンパワーが足りないのが現状である。そこで、この宣伝活動に、各事務所から人を出す協力が求められる。

(2) 点の結びつきをつなぎ合わせる努力

次に、接点としては、プレ研修のほかに、ロースクールのエクスターンシップや実務修習の受け入れ期間があるのであり、この際に、接点のできた学生や修習生同士が集まるのをどう支援するかが支部での課題と言える（学生や修習生への支援は、主には青法協が担っている課題であるが、青法協会員でもある団員がこれに関心を持たないでいいはずがない）。

各事務所でロースクール生と結びつき、そのロースクール生らが結集できれば、修習生部会結成への確かな基盤となろう。また、東京の場合、やはり受験生、修習生が集中するため、東京での接近の努力は、東京だけでなく全国に貢献することになる。それだけに、東京支部において、青法協修習生委員会の活動に協力し、ロースクール生、修習生の結集のための支援をどのようにしていくのか工夫をする必要がある。

まずは、企画スケジュールを把握し、結びついた修習生・ロースクール生に情報提供をするところからだろうと思うが、東京支部では、この間、新人向けの学習会を位置づけておこなってきている。たとえばここに修習生やロースクール生も誘うことも考えられる。その場合、次につなげていくためには、参加者と連絡

をとりあえる担当者をおくことが必要となろう。そこまで含めて支部の取り組みを具体化していくことが求められている。

4 真剣に考える必要のある「受け入れ」の課題（支部での司法計画を）

（1）個々の事務所に内在する自然限界

次に、種をまくだけまいても、受け入れ先（入る事務所）がなければ、新しい力を活かすことはできない。すでに東京の集団事務所では、次々と事務所訪問の申し込みがきており、どう断るかに頭を悩ませている状況だが、個々の事務所だけで見れば、「スペース」、「財政」、「所内の団結を保てるか」の3つの観点から自ずと限界がある。とりわけ近時は「財政」がネックになっているという声が聞かれる。

（2）「財政難」はあまっているか？

しかし、「財政難」は本当にそうなのか？構造的には、格差社会・ワーキングプアの進行に伴う国民全体の貧困化、法曹人口の大量増員と都市部への弁護士登録の集中、過払いバブルの終焉等々の理由から、残念ながら答えは「イエス」であろう。だが、個々の事務所で見ただけの場合にもこれはそのままあてはまるのかといえ、必ずしもそうではない。

当事務所で見ただけの場合、この5年で中堅どころの3人が独立し、昨年は財政難への危機感がかなり強まったが、それぞれが頑張ることで年初予算を上回った。その原動力の一つとして若手が財政力をつけてきたことが確認されている。

確かに、前の世代よりは財政力が落ちてきているが、拡張路線をとり、若い力を入れることで財政基盤も広げることにはできるのではないかと。何よりも、今の状態で果たして事務所が結びついている地域や諸団体などから求められる役割を果たすことができているか？こうした観点から今一度事務所建設の課題について見直す必要があるのではなかろうか。

（3）支部での司法計画の討議を

聞くところによれば、各自治体に一つの集団事務所をかまえたらどうかとの正論だが現時点ではやや過激ともとれる意見もある。2月常幹では、支部の範囲どころか全国を見渡して必要な地域への事務所展開を本部で議論し、個別の説得も含めて行ったらどうかとの意見まで出ている。

「それぞれの事務所の事情がある」というのはそのとおりだが、もはや事務所建設の課題についての討議は待ったなしと言ってよいのではないかと。いきなり展開をするのは拙速のおそれがあるが、大事なことは、上記のような意見を交換して、支部として東京およびその近郊まで含めた司法計画を考えることにある。支部の幹事会でやるのが適切なのか、別途集まりを持つのか、持ち方には工夫が必要と思うが、団東京支部の司法計画を継続的に討議する場を設ける時期にきていることは間違いない。

5 事務所の担い手をどう育てるのか

（1）団員の事務所の特性からくるフォローの特別の必要性

団員の事務所（特に集団事務所）は、事件活動を通じて人権と民主主義の擁護に貢献するというだけではない。自ら運動体として地域や諸団体と連携して活動するところに他の法律事務所にはない特性がある。こうした事務所に入所した新人は、実務家としてのスキルを磨くと同時に、あちこちから求められる諸活動（学習会の講師やら地域での宣伝活動等々）の訓練も積むことが客観的には求められる。これは、事件活動だけをする他の一般的な事務所と比べて高いハードルと言える。そこで、入ってからのフォローが重要となってきている。

（２）２つの面での学習を引き続き発展させる

入所後のフォローの問題については、昨年の支部総会の特別報告集でも、業務上のスキルを身につけたいと願うのは新人ならば共通する思いであり、これについては各事務所とも共同受任をする等により実践してきているところであって、むしろ課題は、自由法曹団の目的と方針を理解し、共感をし、所内の団結を保ち、諸課題に主体的に取り組む人材を育てられるかということにあることを指摘させていただいた。

その後、支部では、夏合宿の際、新人登録後の時期と主に新人向けに実務講座と団の諸活動をセットにした学習会が行われ好評を得ているようである。これは全国レベルの会議でも東京支部が誇れる活動の一つとなっている。ぜひ今後とも継続して、さらに拡充を目指していただきたい。そして、各事務所においては、この学習会を位置づけて新人に参加を促すようになれば、東京支部の活動の活性化につながっていくものと思う。

（３）委員会・事務局活動は修練の場となる

東京支部ではすぐ具体化できるかわからないが、京都支部や大阪支部では、入所２年ないし３年目の若手弁護士にはだいたい支部事務局に入ってもらおうようにしていると聞いたことがある。私自身は本部の事務局を２回やったが、この事務局活動は、大変だけどやってみると世の中が見えてきて面白いし、団体活動の経験を積める良い修練の場である。東京支部でも支部事務局が若手団員で構成されているが、東京の場合、人数が多いため、必ずしもみんながみんな事務局活動を経験するわけではない。ならば、事務局の拡充をはかるとか、あるいは委員会活動に参加してもらうなどを工夫してもよいのではないか。現在、本部労働問題委員会には、６０期から林（代々木）、並木（旬報）の両団員が継続的に参加しており、中川（東京）、大久保（あかしあ）団員も顔を出してくれている。こうした若い団員の参加により労働問題委員会は一気に活性化し、４月５日にはワーキングプア・派遣労働問題での街頭宣伝まで企画している。こうした若手の活動の場を提供し、参加してもらうことは若手団員にとっても、団支部にとってもプラスになるだろう。

（４）先輩弁護士の背中を見て新人弁護士は育つ

もっとも、新人にばかりやれやれといってもそうは簡単にいかない。昨年のサマーセミナーの感想で、『活動』といっても先輩がやってないからぴんとこない」

との意見が新人から出されていた。自分が動かずして自分よりも経験の少ない新人が諸活動に率先して動くということは普通に考えてありえない。「子は親の背中を見て育つ」ように、新人弁護士も先輩弁護士の背中を見て育つのだと思う。

たとえば、何かの問題で駅頭宣伝などをしようと思ったときに、ビラの1枚もまいたことのない新人であれば、普通は萎縮するだろう。そういうときに先輩弁護士が率先して街頭に立たなければ、足が止まるものである。そして、若い弁護士も出ないのであれば、勢い、取り組みは事務局任せとなるが、こうなれば事務局だって面白くない。やがて、事務所としての取り組みは先細りすることになる。

活動分野が広がり、諸方面の手当をしなければならず、事務所の経営も支える立場の諸先輩に、さらに「もっと新人に先輩の背中を見せることをせよ」というのは少々酷なようにも思えるが、この分野に 自然成長 というのは基本的にはない以上、各事務所で次代の担い手を育てようと思えば、単に事件を一緒にやるだけではなく、一緒に活動することについての意識的な努力は必要不可欠と言えるのではなからうか。

私も、ついこの間の「9の日」宣伝をすっぱかしてしまい反省しているところだが、新人の成長には、先輩が率先してカッコよく活動している姿を示すことが何よりも大事と思うのである。

以上

2008スケジュール(イメージ)

月	週	司法試験日程	旧61期	新61期	旧62期	新62期
1	1					
	2		1月集会			
	3				プレ研修	
	4					
2	1					
	2					
	3					
	4		実務修習	実務修習		
3	1					
	2					
	3					
	4					
4	1					
	2					
	3					
	4					
5	1				前期修習	

	2					
	3					
	4					
6	1					
	2					
	3					
	4					実務修習
7	1		後期修習	7月集会		
	2					
	3					
	4			選択型実務修習	後期修習	
8	1					
	2					
	3					
	4					
9	1					
	2					
	3		2回試験			
	4	新62期発表(2300人)	修習終了	後期修習	選択型実務修習	
10	1	(ピラまき)				
	2	旧63期論文発表				入所説明会
	3					(ピラまき)
	4	旧63期口述試験				
11	1	(ピラまき)				プレ研修
	2	旧63期発表(200人)				
	3	(ピラまき)				
	4			2回試験		
12	1			修習終了		実務修習
	2					
	3					前期修習なし!
	4	旧63期プレ研修				
1	1					
	2					1月集会
	3					
	4					

未来の法曹に団を知ってもらうために

修習生・エクスターン生指導担当団員のみなさまへのお願い

未来の法曹に団を知ってもらい、結びつきを作っていくことの重要性は述べるまでもないと思います。仮にその方が団に入らず、あるいは弁護士以外の方向に進む場合であっても団にふれ、団員の活動を目にすることはその方の今後の行き方にも、また日本の将来にも大きな意味を持つことでしょう。

そこで修習生・エクスターン生指導担当となっておられる団員の方、受け入れ事務所のみなさま、法科大学院生やその卒業生と結びつきのある団員のみなさまにお願いです。

1 若手学習会始め団の企画に修習生、エクスターン生をお誘い下さい

現在、東京支部では若手学習会を行っています。次回は3月24日午後6時から団本部で建築紛争をテーマに講師に榎本武光団員（東京東部）をお迎えして行います。この学習会に若手はもちろん、修習生やエクスターン生の参加をお願いします。

また、メーデー、5・3集会とその後のパレード、9条世界会議などへの修習生、エクスターン生の参加をお願いします。こうした企画に参加したことのない修習生がほとんどでしょう。団事務所と関わりを持たなかったら一生参加しなかったかもしれません。

国会要請は東京修習でなければ体験できません。運がよければ議員と話ができるかも。もちろん、指導担当など事務所の方も一緒に。

2 支部ニュースを修習生、エクスターン生にお渡し下さい。

ご連絡いただければニュースを追加発送します。

支部団員の活動や支部の動きを毎月定期的に伝えるのは支部ニュースです。この支部ニュースを是非修習生、エクスターン生にお渡し下さい。きっと修習生、エクスターン生はじっくりと読んでくれることでしょう。

必要部数を支部までご連絡いただければお送りします。是非積極的にご活用下さい。

3 担当後も若手学習会や支部ニュースでつながりを

若手学習会は継続して行う予定です（次々回は5月30日午後6時から）。

支部ニュースはもちろん毎月発行しています。

修習生・エクスターン生指導担当が終了しても若手学習会、その他の団企画のお誘いや支部ニュースを渡すことが結びつきを継続する一助となれば幸いです。

4 事務所訪問に来られた修習生にもお願いします

今さら一期一会という言葉を出す必要もないでしょう。

事務所訪問は広い修習生に団を知ってもらう絶好の機会です。もしかしたらこの事務所訪問が、修習生が団と直接ふれあう唯一の機会です。これを逃したら団のことを知らないで終わるかもしれない、しかしこの事務所訪問で団を知ったため、それがその後大きな影響を残すことになる・・・かもしれません。ご連絡いただければ支部ニュースをお送りします。なお、支部30年誌も合わせてお送りしますのでご活用下さい。

4・5 JR新宿駅西口 「宣伝・相談・アンケート活動」参加のお願い

団本部 労働問題委員会

3月1日のシンポジウム「ワーキングプアと非正規労働者の雇用と権利を考える」は団内外から約60名の方に参加いただき、盛況のうちに終えることができました。団本部では、早速、非正規労働者の声を聞くために、4・5 JR新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」を計画しています。

東京支部の団員の皆様に、多数参加していただくことを呼びかけるものです。

記

4・5 JR新宿駅西口「宣伝・相談・アンケート活動」

と き：4月5日(土)午後1時～3時

(準備のため可能な方は午後12時30分にお集まり下さい。)

と ころ：JR新宿駅西口

内 容：宣伝カー、機等を出して、労働者派遣問題等非正規雇用の問題について、「宣伝・相談・アンケート活動」を行ないます。

総括・交流会：「宣伝・相談・アンケート活動」終了後、引き続き、午後3時30分～午後5時の予定で、隣り駅の代々木総合法律事務所(東京都渋谷区代々木1丁目4番4号：TEL 03-3379-5211：JR代々木駅から徒歩5分)4階会議室で、総括・交流会を行います。

お問い合わせは、自由法曹団本部(TEL：03-3814-3971、FAX：03-3814-2623)まで

9条世界会議に参加を

福地春喜 国法協理事

来る5月4～6日、幕張メッセにおいて、9条世界会議が開催されます。日本国際法律家協会の理事に、市民代表として選ばれた私は、この集会の成功のためがんばっています。

集会には、戦争のない世界をめざす自覚的市民が、全世界から結集してくるようになっていきます。アメリカ、ロシア、中国、インド、アフリカ、韓国、ベトナム、フィリピン、オーストラリア・・・それからジュネーブ9条の会(スイス)やバンクーバー9条の会(カナダ)等からも参加して来ます。

日本国憲法前文は、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想

と目的を達成することを誓ふ。」と結んでいます。主権者である日本国民が、60年前このように全世界に約束したのです。9条を生かすか否かは、いま私たち一人一人の自覚にかかっているのです。

5月4～6日には、9条世界会議に参加して、世界の人民と語り合しましょう。

洞爺湖サミット前におこなわれるこの平和1万人大集会9条世界会議を、私たち一人一人の参加で成功させましょう。

そしてその成果を、18歳以上の過半数の国民に語りかけていこうではありませんか。

<解説>

2001年のアナン国連前事務総長の呼びかけにこたえて、国際NGOネットワーク「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ」(GPPAC)が発足しました。

2005年7月にニューヨークの国連本部で「武力紛争予防のための世界行動提言」がまとめられ、国連総会に提出されました。

2005年2月に東京の国連大学で、東北アジアのNGO会議が開かれました。武力紛争を未然に防ぐには、日本国憲法が何よりも重要、そして、この武力によらない平和を共に作りだしていくことが東北アジアのNGO提言となりまして、グローバル9条キャンペーンが発足しました。

グローバル9条キャンペーン(世界オルグ)を進めていく中で、9条世界会議をやろうという構想が生まれ、実行委員会が立ち上げられました。

悪法の実害のご報告を

私たちはさまざまな悪法、悪政とたたかってきました。残念ながらその中には成立した悪法もあります。そうした悪法などの運用の実際や被害などをお知らせ下さい。悪法告発として今後の運動の出発点です。

みなさまのご寄稿、情報提供をお待ちしています。



斉藤一好先生を悼む

仲 田 晋 旬報法律事務所

1 去る1月28日昼少し前だった。私は、その日も体調不良で休んでいたが、国法協事務局の馬淵さんから斉藤一好先生の訃報に接した。彼女は、「先生は、土曜日の午後散歩に出られた折りに路上で転倒され、病院に搬送されたが、昨日亡くなられたそうです。」と声をはずませ、「先日の理事会の日、(1月24日のこと)には、3時に事務局においでになり、私たちとお煎餅等をしゃぶりながら、3時間半もいろいろお喋りされていたんですよ。その後、理事会に出席されて、いつものとおり、7時半に、『じゃーお先に』と言われて帰宅されたんです。『虫の報せ』だったんでしょうね。」と声を震わせていた。

2 思い起こせば、私が斉藤一好先生から、親しくご指導を受けるようになったのは、40年も昔に遡る。

私は、1961年4月に弁護士となり、労働旬報法律事務所に入れてもらった。何年かは労働弁護団や自由法曹団の事務局員をやらされてきたが、ベトナム戦争が激しくなった1967～8年頃、事務所の看板を背負わされて国法協(当時の正式名称は日本国際法律家連絡協会と言った)の事務局員に送り込まれたことから始まる。

当時、国法協の事務局は長野国助(国法協の初代会長)先生の法律事務所(内幸町)にあり、番頭格の渡邊卓郎先生が実質の事務局長であって、鍛冶利秀弁護士(尾崎事務所)や私は、渡邊卓郎先生から呼び出されては、偉い先生方に送る理事会や勉強会の案内状や資料、いろいろな声明文、呼びかけ文等の印刷や発送の雑務を手伝っていた。とにかく、当時の国法協の活動は、ベトナム支援の活動だった。理事会には副会長の平野義太郎先生、岡崎一男先生、風早八十二先生、尾崎陞先生、森川金寿先生、守谷典郎先生、小澤茂先生ら、「大先生方」が集まってこられたが、当時の国法協を支えていたのは、事務局長兼会長代行であった(長野先生ご逝去の後の肩書)仁科哲弁護士を中心に、弁護士としては渡邊卓郎、石島泰、斉藤一好の三先生(いずれも、修習生3期で東弁期成会の創立メンバー、斉藤一好先生は1966年には東弁の副会長をされた)学者としては東大社研の潮見俊隆先生や藤田勇先生であって、これら40歳代前後の「少壮気鋭の錚々たる先輩」が、非常にしばしば、事務局に出入りして、「ベトナムの大義」や「民族基本権」を論じつつ、私たち「若き事務局員」(当時は自他ともにそう呼んでいた)を鍛えてくれた。

当時の国法協事務局は、極めてサロンの雰囲気であったし、何時の間にかやら、「先生」と呼ぶより何らの抵抗もなく「さん」と呼べるようになってしまった。

3 そんな時期を経て、私が国法協の活動に本格的に引きずり込まれるに至ったのは、ニクソンがインドシナ3国全域に戦火を拡大した1971年の11月、国際民主法律家

協会（IADL）が、アルジェで開いた「インドシナに関する第2回世界法律家会議」に尾崎陞弁護士を団長とする代表団を派遣したとき、代表団の一員として連れて行ってもらったことが契機となった。私にとっては初めての海外旅行であり、尾崎陞先生を団長にして石島泰さん、斉藤一好さん、小島成一さん、江藤价泰さん、中田直人さん、神谷咸吉郎さん、横山国男さんと私が団員だった。1ドル360円の時代であり、会議の前後を通じて約一ヶ月に及んだモスクワ・レニングラード・アルジェ・チュニス・ローマ・パリと巡った旅は、私の生涯を通じ、何時までも忘れられないであろう。何時の日にか是非とも紹介しておきたい幾つものエピソードがあるが、紙面の都合で、次の機会まで「乞うご期待！」としましょう。

4 時移り、その後幾歳、1957年4月4日に創設された国法協は、1982年7月17日に17年振りに第5回総会を開催して、沼田稻次郎先生を第2代会長に選出して、新しい時代における法律家の国際連帯活動を担う運動体として再建され、昨2007年は、創立50年の節目の年を迎え、12月8日には創立50周年記念シンポと祝賀レセプションを終え、目下、清水誠さんを責任者として50年史も編纂中である。

この間、斉藤さんは、国際民主法律家協会の書記局員や、副会長の要職を歴任され、国法協の中核的存在として、核兵器廃絶のための法律家の国際連帯活動や環境や健康をめぐる人権活動に献身されてこられた。

一方、私も沼田会長（1982年～1989年）及び第3代小林孝輔会長（1989年）～1991年）の下で、9年間事務局長を勤め、その後推されるままに厚顔にも第4代会長（1991年～1995年）も勤めたが、両会長のご指導はさることながら、「若き日」私を育ててくれた「国法協4人組」のご指導の賜である。とくに、斉藤さんとは、IADLの大会だけでなく、IADLが主催する様々な会議にご一緒したことは何回もあったし、私が1990年のIADL13回総会（バルセロナ）でIADLのビューローメンバーに選出されて以降は、斉藤さんに代わって、IADLの「再建問題」のために活動しなければならなくなったが、私より10年前に生まれた斉藤さんの「一挙手一投足」を、不肖の弟分である私が受け継いでいるような「因縁」めいたものを覚えずにはおられない。

5 島田修一支部長から斉藤一好先生の追悼の記を書いて欲しいと言われて、簡単に引き受けてしまったが、この国の戦後法律家運動に献身された「当時は若かった」が、現在ご健在の先輩が少なくなってしまう寂しい今日、現在の自由法曹団を支える「若い」団員にとって、斉藤一好先生は、「歴史上の人物」であろう。先生を偲ぶに先立って、経歴の紹介から始めなければなるまい。

先生は、1920年生まれで、太平洋戦争が始まった1941年3月に海軍兵学校を首席で卒業し、12月8日の開戦を連合艦隊旗艦長門で迎えた職業軍人であった。

私は、上述のとおり、斉藤さんと一緒に国法協の活動をしてきたが、中でも、広島の新水爆禁止統一世界大会に何回か一緒に参加した。最初に参加したときの思い出は強烈

である。当時、斉藤さんは、国法協から派遣された I A D L の書記局員の要職にあり、海外代表 (I A D L 代表) として、私は、国法協や「核兵器の廃絶を求める法律家運動」の事務局長であり、統一世界大会の「運営委員」だった。信州生まれの私には、「瀬戸の夕なぎ」はことのほか暑く、それに「統一世界大会」とはいえ、「運営委員」の仕事は決して「らく」ではなかったが、3日間を一緒に過ごすなかで、世が世ならば、今頃は、「連合艦隊司令長官」を終えていたかも知れない先生が、国法協の中核的存在として、国際民主法律家協会の書記局員として、核兵器の廃絶運動のために汗を流す姿に感動したものだ。

そして、先生も、私がかつて兵学校に憧れた軍国少年であったことに、たいへん近親感を抱き、来し方を語ってくれた。爾来、私は、斉藤一好さんを「一好さん」と呼び、時には「アドミラル」と敬称 (?) し、斉藤さんは私を「シンさん」と呼ぶ間柄となった。

6 斉藤一好先生の葬儀が行われた 1 月 2 9 日は、みぞれ降る寒い日だった。私は、藤沢の山の上の静かな火葬場で、藤田勇さん (国法協の 5 代会長)、江藤价泰さん (6 代会長)、新倉修さん (7 代会長) や、増本一彦さん (1 9 6 2 年から斉藤さんの「イソベン」でした) らと一緒に、斉藤さんの「お骨を拾った」。

斉藤さんにはもっともっと生きていてほしかった。国法協 5 0 年史の重要な部分、なにかなく I A D L との接点を担う「生き字引」を失ってしまったし、現に、新倉会長・笹本事務局長を中心に「若い」人たちによって準備されている「9 条世界会議」の開催を間近に控えた時、国法協にとっては、「重鎮」を失った思いである。

葬儀の日、祭壇に安置された先生の柩は、軍艦旗で包まれ、その側に「昭和天皇から頂いた」と明記された短剣 (所謂、「恩賜の短剣である) が添えられ、参列者の目を虜にし、話題にもなった。「いくさの庭から法の庭へ」と己の全生活の場を敢然と転換した斉藤さんの「あかし」として、素直に受け止めてあげたい。私は心の底からそう思う。その日、「アドミラル」こと「一好さん」の海兵時代の親友・戸塚浩二さんの素晴らしい弔辞がその心情を語ってくれた。

斉藤さん！ 長いこと本当にご苦労さまでした。安らかにお休みください。



ご連絡

斉藤一好団員が 1 月 2 7 日ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

日誌 2 / 1 ~ 3 / 10

- 2月 5日 支部事務局会議
6日 声明「集会・言論の自由を守ろう」発表
7日 「全国学力・学習状況調査の不参加を求める要請書」 / 自由法曹団教育問題委員会 / 自由法曹団警察問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団改憲対策本部
8日 憲法改悪に反対する東京共同センター池袋宣伝 / 自由法曹団将来問題委員会 / 自由法曹団労働問題委員会
9日 東京憲法会議定期総会 / 学習会「どうなる福田政権どうする派兵恒久法」(共同センター)
12日 支部幹事会 / 「杉並区立和田中学校の夜間塾中止を求める」声明発表 / 社保庁問題委員会 / 9条世界会議のための会議
13日 「東京都が東京地裁判決を受け入れ、日の丸・君が代の強制を中止するよう求める声明」 / 「平成20年度 東京都食品衛生監視指導計画(案)に対する意見」発表
14日 自由法曹団市民問題委員会
16日 自由法曹団司法問題委員会 / 可視化PT / 自由法曹団常任幹事会
18日 「東京都犯罪被害者等支援推進計画」への意見 / 「東京都教育ビジョン(第2次)中間まとめ」に対する意見発表 / 日本国民救援会東京都本部常任委員会
19日~20日 自由法曹団5月集会下見(岐阜・下呂温泉)
20日 「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」(案)及び「労働者派遣法事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(案)に関する意見発表 / 自由法曹団労働問題委員会学習会準備
22日 東京支部創立35周年総会・リレートーク・レセプション in 如水会館
26日~27日 自由法曹団事務局合宿
29日 教育連絡会2月世話人会議
3月 1日 自由法曹団労働問題委員会派遣法シンポジウム
3日~5日 支部韓国交流会
3日 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団警察問題委員会 / 可視化PT
7日 自由法曹団3.7 憲法討論集会 in 名古屋
10日 自由法曹団国際問題委員会 / 9条世界会議のための会議